

平成31年(ワ)第267号 損害賠償請求事件

原 告 原告番号1ないし6

被 告 国

答 弁 書

平成31年4月8日

札幌地方裁判所民事第2部合議係 御中

被告指定代理人

〒060-0808 札幌市北区北8条西2丁目1番1

札幌法務局訟務部(送達場所)

(電 話 011-709-2311)

(FAX)

部 付 中 野 雅 文

上 席 訟 務 官 田 湯 夕 奈

訟 務 官 梶 田 聖 子

訟 務 官 細 矢 暁 秀

〒100-8977 東京都千代田区霞が関一丁目1番1号

法務省民事局

局 付 秋 田 純

局 付 周 藤 崇 久

民事法制管理官付法制第一係長 陶 山 敦 司

民事法制管理官付法制第一係主任 佐 藤 博 行

第1 請求の趣旨に対する答弁

- 1 原告らの請求をいずれも棄却する
- 2 訴訟費用は、原告らの負担とする
との判決を求める。

なお、仮執行の宣言は相当でないが、仮に仮執行宣言を付する場合は、

(1) 担保を条件とする仮執行免脱宣言

(2) その執行開始時期を判決が被告に送達された後14日経過した時とするこ
と

を求める。

第2 請求の原因に対する認否及び被告の主張

追って準備書面により明らかにする。

以 上